宮内官僚 森林太郎

書簡に記された憤りの訳

第五回

野口武則

顧みられなかった〈図書頭文書〉

大正九（一九二〇）年六月から宮内省内で懸案となっていた昭憲皇太后の追号を巡る問題は、夏の盛りになっても足踏み状態が続いていた。明治天皇の皇后だった美子の逝去後に追号を贈った際、「皇太后」としたのは誤りだったと認識しながら、宮内省と内務省が責任を押し付け合っていたのだ。

連載第四回で紹介したように、図書頭の鷗外は六月二十三日、宮内大臣宛てに「昭憲皇太后の御追号に関する件」と題する公文書〈図書頭文書〉を提出している。皇室の戸籍簿にあたる皇統譜に記す際には「昭憲皇后」と正すよう提案したが、その扱いはどうなったのか。

前回に引き続き『倉富勇三郎日記』を読み進める。八月十日、図書寮事務官で庶務課長兼図書課長の五味均平が帝室会計審査局長官の倉富や宮内次官の石原健三らに対し、追号を巡る「取調の結果を報告」した。五味の報告は「日本にては后妃に支那風の諡号を贈られたるは英照皇太后、

昭憲皇太后のみなる故、日本の先例は準拠すべきものなし。依て支那の例を調査したるに、生前皇太后、太皇太后となりたる人にても諡号は総て皇后なり」というものだった。〈図書頭文書〉の後半部分に書かれた内容だ。

さらに五味は「諡号は諡号の文字のみに止め、皇后とか皇太后とかを諡号外に置くこと、例へば昭憲のみを諡号とし、皇太后は諡号に非ずとしたる例は一も之なし」とも説明した。

これは前日の八月九日に、明治神宮奉賛会長・徳川家達が出した建議書の妥当性を巡り、倉富らの問いに対する回答とみられる。建議書では、「昭憲」は追号だが、「皇太后」は皇室典範に基づく称号なので、祭神としては「昭憲皇后」と称することを求める内容だった。追号と称号を分けて扱うことで打開を狙ったが、五味は先例がないと説明した。倉富は「結局、五味の調査も本問を決する理由となるものなし」と日記に記した。

〈図書頭文書〉は、本来であれば「皇后」とすべき歴史的根拠を明らかにしたものだ。しかし、石原や倉富が求めたのは典故の正しさでなく、政治的な解決策だった。昭憲皇太后にとどまらず、幕末の孝明天皇の后だった英照皇太后の誤りまで指摘されては、問題が収束するどころか拡大しかねない。鷗外が追究した「正しさ」は、顧みられなかった。

石原は八月十日に五味と会った後、内務省を訪れ、双方が飲めるような妥協案について交渉した。誤りの発端となった宮内省告示（大正三年五月九日）の「昭憲皇太后」という追号には触れず、神社を管轄する内務省から宮内省に対し、明治神宮の祭神を「昭憲皇后」と称したいと照会すれば、宮内省が同意するという案である（連載第四回で紹介したⅣ）。しかし、「内務省より発議することは承諾せず」と受け入れてもらえなかった。

そこで石原は帝室制度審議会総裁の伊東巳代治を訪ねた。伊東によると、元宮内省調査課長の栗原広太が、出発点となった宮内省告示を「皇后」に改める提案（第四回で紹介したⅠ）にも、Ⅳにも強く反対しているという。さらに栗原は、「昭憲」という諡号はかつて中国でも使われたが、その人物の素性がよくないというくらいでは改める理由にならない、とも話しているというというのだ。「昭憲」という諡号がふさわしくないと認めながらも、改めることに抵抗するのは、もはや宮内省の面子や体裁の問題になっていると言わざるを得ない。

翌十一日に石原から報告を受けた倉富は「伊東は当初昭憲皇太后の追号を定むることに関係を有したるに非ざるや」と問うた。これに対し石原は「伊東自身は之に関係せず。自身が関係したらば固より明治皇后とする意見なりと云ひ居りたるも、或は関係し居るやも計られず」と応じた。

伊東が反対しているのは、大正三年の宮内省告示で誤った追号を決定した際、伊東自身が関与したからではないかという疑念が、石原と倉富の間で話題になった。

また、石原は十一日の倉富との面会で、元老で枢密院議長だった山県有朋の動向を説明している。石原によると、山県は陸軍中将・榊原昇造が提出した昭憲皇太后の誤りを正すよう求めた意見書を見た上で、伊東を呼んで質した。伊東が榊原の意見に反対したので、山県は「自分（山県）は話が下手にて榊原を説得し難し。君（伊東）が反対の意見ならば、君（伊東）より之を説得し呉よ」と話したという。この時点で山県は、賛否の確固たる意見を示していない。ただし、榊原が八月中旬までに二度目の意見書を提出後、山県はそれに同調するようになった。八月二十四日の『倉富日記』で、石原は現状について「内務省にては大臣が大分改め度方になり」となった一方、伊東らが「強く反対」と説明した。そこに山県が副官を通じて宮内大臣の中村雄次郎に対し、榊原の二度目の意見書を示して「榊原の云ふ所は大に理由ある様なり」と伝えてきた。

「二上」から賀古宛書簡の日付を読み解く

事態が動くのは九月下旬以降だ。『倉富日記』の九月二十二日条に注目すべき記述がある。

「午前十一時後、石原健三来り、二上兵治の起草にて山県有朋の昭憲皇太后の追号に関する意見書を示す」（※傍線は筆者）

意見書の趣旨は、追号は現天皇から亡くなった皇太后に対して贈られるものなので「昭憲皇太后」とするのが適当とする一方、先帝と併称する場合は「昭憲皇后」と称するのが適当で、内務省が明治神宮の祭神として「明治天皇、昭憲皇太后」と告示したのは軽率である、というものだという。

根底にある宮内省告示の追号についての誤りを認めずに、その後に出された内務省告示の神号が誤りだとした。ただし倉富は「山県の意見書は理由貫徹せず。（中略）所謂併称の場合なるものあることなし」と否定的だった。

ここで、連載第四回で紹介した鷗外の賀古鶴戸宛書簡「推定、六月八日」（書簡番号一三八三）を見返してもらいたい。「枢密院にては『皇太后を皇太后とせしは誤にあらず、誤にあらざるゆえ直す筈はなし』と法律的に論ずる由なり（二上某立案にて山県公の御耳に入居る）」（※傍線は筆者）とある。「二上某立案」が『倉富日記』に記された「二上兵治の起草」による意見書だとすると、書簡一三八三のこの部分は以下のように解釈できる。

山県が枢密院議長、二上兵治は枢密院書記官長だったので、「枢密院にては」とは二上が起草した山県の意見書のことだと考えてよい。意見書の内容は、現天皇（大正天

皇）が故皇太后（明治天皇の皇后）に対して贈る追号を「皇太后」とするのは法律上、誤りではないため、「皇太后」とした宮内省告示を直す必要はないというものだ。誤りではないから直す必要はないと「法律的に論ずる」ことに、鷗外は不満をにじませたという趣旨だろう。

書簡一三八三のこれに続く記述は、「これは『廟に入りては』と云ふ故事を知らぬ故のことなり」となっている。〈図書頭文書〉の後半部分に、中国では「廟に入りては后と称し夫に繋げ」という故事を基にして、皇帝の后の諡号を「皇后」と記した例が紹介されている。鷗外が言いたいのは、そもそも宮内省告示で「皇太后」としたのは故事に基づかない誤りだった、という根本的な問題だ。

とすると書簡一三八三は、二上立案の山県による意見書が書かれた後のものということになる。書簡の最後に「八日」とあるが、六月八日ではなく九月下旬以降のはずだ。

宮内省VS内務省の顛末

書簡の日付を確定する前に、このまま『倉富日記』を読み進める。

十月十三日、倉富は日記に「午前十一時頃石原健三来り、昭憲皇太后の追号の事が喧しくなりたり」と書いた。事態は最終局面に入った。

石原が倉富に話したところによると、石原は先日、内務省の小橋一太次官と塚本清治神社局長に対し追号問題についてこう伝えたという。

「宮内省の問題に非ず。専ら内務省の問題なり。宮内省にては、御追号は之を改めざることに決定し、只今は御神号のみの問題なる」（※傍線は筆者）

宮内省は二上案に乗り、宮内省告示の追号は改めないと「決定し」た。そして、内務省告示に基づく明治神宮の神号を改めるかどうかの問題に絞られたという。

その後、中村宮内大臣が山県を訪れ協議すると、山県は「二上の意見書は自分（山県）が二上に口授して書かしめたるものなるも、自分（山県）の考へ通りにもなり居らず。結局、二上の意見なり」と答えたという。これを受けて、「一昨日」つまり十月十一日に中村は宮内大臣官舎に二上を呼び、意見を聞いた。二上は「枢密院にては神号を皇后とすることに付ては一人も反対するものなく」と言う。ただし、中村は「内務省にては内務省の問題と考へ居らざる」と話すので、二上は「然らば自分（二上）より内務省に話し、内務大臣より神号を皇后とすることに付、枢密院に諮詢せらるることを奏請して決定することには意見なきや」と、床次竹二郎内務大臣を訪ねることにした。

二上案は、神社を管轄する内務大臣が神号を昭憲皇后と変更したいと枢密院に諮れば、枢密院は賛同し、宮内省もこれを認めるという案だ。しかし、「二上より内務大臣に

話したるも、（中略）同意せざるる模様なり」という結論に終わった。床次の答えは「宮内省の処置にて如何なる場合にも皇后と称して差支なきこととなれば、神号も皇后と改むべきも、左もなければ神号を改めず」というものだった。

最初に出した宮内省告示による追号の誤りを認めず、内務省に根回しして明治神宮の神号だけ改めるという奇策に対し、倉富は「矢張り宮内省より御追号改定の議を出す方宜しくはなきや」と石原、中村に疑問を呈した。しかし石原と中村は、「先日伊東巳代治を訪ひ、御追号は改めざる旨を確言して、意見書までも書かせ居る故」に、今更変えるわけにはいかないと弁明した。伊東の抵抗があったので宮内省告示を改める根本的な変更ができず、奇策のような妥協策を迫られたというのだ。

「議は既に決しあり」

ここまでの話を整理し、もう一通ある昭憲皇太后問題に関する鷗外の賀古宛書簡「六月、日不詳」（書簡番号一三八六）の記述と、『倉富日記』十月十三日条を読み比べてみる。

中村が山県を訪れて二上案について協議し、これを受けて「一昨日」（『倉富日記』）つまり十月十一日に宮内大臣の中村が山県側近の枢密院書記官長の二上を呼んだ。「同月十一日老公の御耳に入る」（書簡一三八六）との記述は、二上案を巡る協議の経緯が山県の耳に入ったことを指すと考えられ、「議は既に決しあり」（書簡一三八六）は、宮内省が二上案に乗って追号の告示を改めないことを「決定し」（『倉富日記』）、内務省に神号の告示を変更するよう求めることを指すとみられる。

「二上枢密書記長を以て当務者たる床並内務を説きつつあり、（中略）床並等我を張りて遂に聞かれず」（書簡一三八六）は、内務省から神号変更を枢密院に申し出るようにと「二上より内務大臣に話したるも、（中略）同意せざるる」（『倉富日記』）ということになる。

さらに二上案を巡って「但し此議は帝室制度審議会（伊藤巳代治）に妨げられ遂に成立せざりき」（書簡一三八六）は、「先日伊東巳代治を訪ひ、御追号は改めざる旨を確言して」（『倉富日記』）と一致する。

そして、十月十三日に原敬首相が床次内務大臣と中村宮内大臣を呼んで協議し、追号も神号も変更しないことで決着した。その日に原は山県にも会い「此際は皇太后の儘に致し置、其内いづれの場合にも皇后と称することを得る様にすべし」（『倉富日記』十月十四日条）と伝えた。

これまで「原日記では、床次内相は御称号変更につき告示を改める事に異議はない、と柔軟な返事をしたことになってゐる」（小堀桂一郎『森鷗外　日本はまだ普請中だ』

ミネルヴァ書房、二〇一三年）ことと、書簡一三八六の「床並等我を張りて遂に聞かれず」の整合性が不明だった。だが、『倉富日記』と合わせて『原敬日記』の大正九年十月十三日条を読むと、以下のように矛盾なく読める。（　）は筆者が補った。

「（床次）内相は各方面に於て異議なく、其根本に於て（昭憲皇太后と追号した大正三年の宮内省告示を）改正あるに於ては（明治神宮に祭る際の神号を昭憲皇太后とした大正四年の内務省）告示を改むる事には異議なしと言ひ、（中村）宮相は（宮内省告示の）根本を改むる事には同意し難しと言ふ」

「十月」だった二通の書簡

『倉富日記』と鷗外の二通の書簡は内容がほぼ一致する。追号問題に関し、図書頭だった鷗外には宮内省や山県の動きを巡る情報が入っていた。それを書簡で賀古に伝えたとすると、書簡の日付はいずれも六月ではなく十月ということになる。

「八日」とだけ日付が記される書簡一三八三は「十月八日」と確定する。鷗外宛、賀古宛のいずれの書簡でも、昭憲皇太后問題が出てくるのはこれが初めてだ。

大正九年八月十四日に賀古が書いた鷗外宛書簡によると、神田小川町で耳鼻科医院を開業していた賀古の元を榊原が折々受診しており、「いろいろ面白き談あり近日中電話にて御つかふを伺ひまゐり可申候」と記した。

翌大正十年の九月二十日に賀古が書いた鷗外宛書簡では、榊原から聞いた皇太子（後の昭和天皇）と久邇宮良子（後の香淳皇后）の結婚問題、いわゆる宮中某重大事件について「秘」と記して報告している。榊原は宮内省内の公にされていない話題を、親交のある賀古に話している。榊原は大正九年の五～九月に昭憲皇太后問題についての意見書を各方面へ送っているため、賀古がこの年の八月十四日の鷗外宛書簡で書いた榊原から聞いた「面白き談」に昭憲皇太后問題が含まれていると見るのが自然だ。鷗外と賀古が話題を共有していたため、鷗外の「十月八日」の賀古宛書簡一三八三は断りなく唐突に「拝啓昭憲皇太后問題は」と書き出したのだろう。六月八日の段階だと、石原次官が宮内省内で内々に意見を聴き始めた頃で、賀古に情報が届いていなかった可能性が高い。

一方、「六月、日不詳」の書簡一三八六は「秘親展　博物館より（使持参）」となっている。『鷗外日記』によると、十月中旬に帝室博物館へ出勤したのは十一、十三、十五、十八日。書簡が十一日なら、山県の耳に情報が入ったのを「同月十一日」とせず、「本日」と書くはずだ。

さらに問題が決着したのが十三日で、十四日に倉富が結論を把握していたことから、十五日以降なら鷗外にも情報

が届いていた可能性が高い。書簡一三八六は、結論が出る直前の切迫した情勢を伝える内容だ。勤務先の帝室博物館から「秘親展」「使持参」で賀古に届けたのは急を知らせるためだろう。つまり書簡一三八六の日付は問題が決着した「十月十三日」で、結論が鷗外の耳に入る直前に書かれたと推察される。

書簡一三八三が十月八日、書簡一三八六が十月十三日だった場合、『鷗外全集』に収録されている大正九年「十月十二日（消印十三日）」の賀古宛書簡一三九四と整合性は取れるだろうか。

憤りを綴った書簡一三八三の後段は、正倉院宝物の「律（俗に云ふ調子笛）」が話題になっている。十月十二日の書簡一三九四にも「例の正倉院の律（調子笛）」とあり、書簡一三八三から話が続いている。書簡一三八三の日付が全集に記された「六月八日」だった場合、それから半年も経った後の書簡一三九四で「例の正倉院の律」と記すのは唐突ではないか。「十月八日」ならば、書簡一三九四はそれから四日後に書かれたものになるので、自然な話の流れとなる。

書簡一三九四で鷗外は、賀古からの書状への返事として「御書状の模様によれば二上は余程御用に立居者と存候」と記し、賀古が二上を評価したことに賛同する。その上で「尤審議会にても同人の申事は筋がよく立ちてよろしき方に候」と、自らの二上評を伝えている。

枢密院書記官長だった二上は、昭憲皇太后の追号を巡り対立する宮内省と内務省の間で枢密院議長である山県の代理人として奔走した。同時に宮内省が所管する帝室制度審議会の委員でもあり、法律に詳しい官僚として皇室に関する法令整備にも携わった。鷗外は同審議会に御用掛として出席しており、二上の働きぶりを実際に見た上で「筋がよく立ちてよろしき」と論評したのだろう。ただし、書簡は「何分法律以外の学問を重んずることを不知は是非なきことと奉存候」と続く。法律しか重視せずに歴史的な典故に基づかない「不知」であると、鷗外による二上の評価は手厳しい。

書簡一三九四が「十月十二日（消印十三日）」「親展　上野博物館より」となっているのは、十二日に書いたものを、十三日に帝室博物館へ出勤した後に投函したようだ。政治的妥協策を取りまとめようとしていた二上の論評にとどめて機微には触れていないため、通常の書簡だ。ところが、鷗外が十三日にこの書簡を投函後、博物館で勤務している日中に昭憲皇太后問題が進展しそうだとの情報が入り、「議は既に決しあり」と切迫感を伝える書簡一三八六をその場から急ぎ書き送ったことになる。

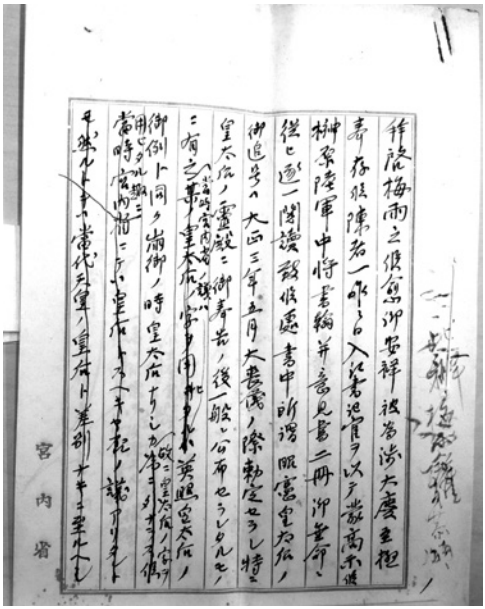

伊東巳代治から山県有朋に宛てた書簡の下書きの冒頭＝宮内公文書館蔵

伊東巳代治の書簡と意見書

鷗外書簡一三八六（全集では「六月、日不詳」。実際の日付は十月十三日）によると、明治神宮の祭神の神号を昭憲皇太后から昭憲皇后に変更しようとする試みは「帝室制度審議会（伊藤巳代治）に妨げられ遂に成立せざりき」という結末に終わった。では、同審議会総裁の伊東巳代治はどのような動きをしていたのか。

宮内公文書館の史料を探すと「昭憲皇太后追号の件」「昭憲皇太后追号問題」「謚号追号に関する件」と題する史料群に当時の関連文書がまとめられていた。問題を提起した榊原昇造が伊東や山県有朋に宛てた書簡（六～九月に山県宛一通、伊東宛五通）、これに対して宮内省が内部で作成した見解、鷗外が宮内大臣に提出した〈図書頭文書〉の筆写、図書寮事務官の五味均平が帝室制度審議会委員の岡野敬次郎に送った書簡、伊東が宮内大臣へ宛てて九月に提出した意見書――などが未整理のまま残されている。

伊東関連の文書で最も時期が早いものは、大正九年六月十四日付で枢密院議長の山県へ宛てた書簡の下書きである。宮内省の罫紙にペンで書かれ加筆修正の跡が分かる下書きと、後年にタイプライターで宮内省の罫紙に打ち直されたものの二種類が残されている。

書簡は時候のあいさつの後、「一昨々日」つまり六月十

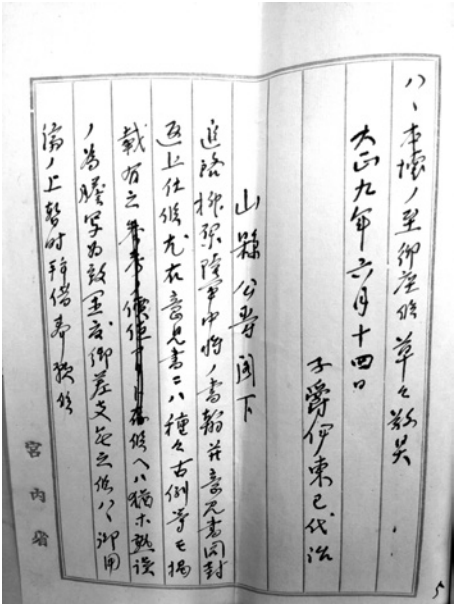

伊東巳代治から山県有朋に宛てた書簡の下書きの末尾＝宮内公文書館蔵

一日に、山県に仕えた入江貫一枢密院書記官から榊原の意見書二冊を示され、「御垂命に従ひ逐一閲読」したと始まる。鷗外が石原宮内次官から初めて相談を受けた四日後のことだ。

大正三年に昭憲皇太后と追号された経緯について、伊東は「当時宮内省の議は英照皇太后の御例と同く崩御の時皇太后なりしが故に皇太后の字を用ひたる趣に仄聞致候」と説明する。倉富らは伊東自身も関与していたのではないかと疑惑の目を向けていたが、「小生等当時宮内当局より何等諮問を受けたること無之為に、所懐を披瀝するの機会を得ざりし次第に之有候」と否定している。

では、昭憲皇太后という追号についてはどのように考えていたのか。皇太后は存命中の称号のため、亡くなった後は「皇太后とするも皇后とするも皇室典範に照して何等支牾する所なき」という。「牾」は牾らうと訓読みする。つまり、追号を皇太后とするか、それとも皇后とするかについて、皇室典範には根拠の支えとなる条文もなければ、妨げとなる条文も記されていないという。法律的な視点から論じることで、是非についての積極的な判断を保留している。

ただ、明治天皇と昭憲皇太后を併記する場合、皇太后では明治天皇の先帝の皇后のように受け取られかねないとして、「後人の疑惑を招くの嫌あれば之を避くる為、昭憲皇

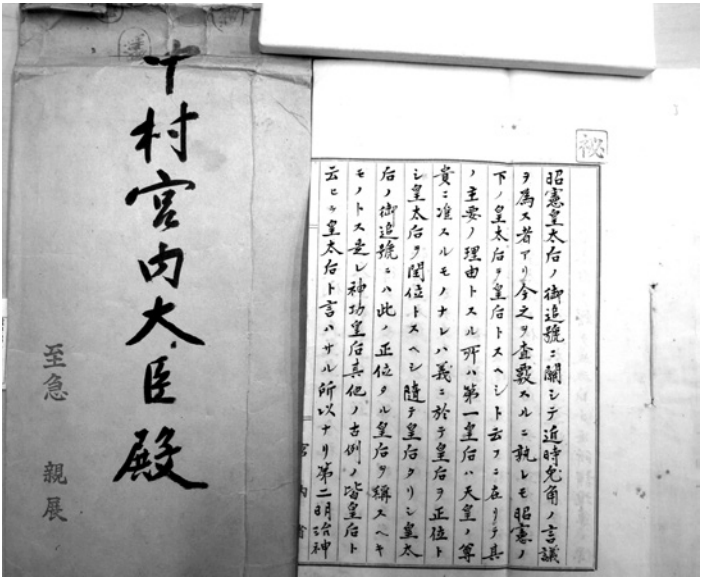

伊東巳代治・帝室制度審議会総裁から中村雄次郎・宮内大臣宛ての意見書の冒頭（右）と封書の表面（左）＝宮内公文書館蔵

后とせらるる方、穏当なりと愚考致候事有之」と、昭憲皇后とするのが「穏当」だとしている。ここまで読むと、伊東は皇后論者である。

しかし、書簡の後段は以下のように続く。

「御追号撰定の際なるに於ては皇后の字を用ひられ候様、当局に進言すべきも、既に一旦勅定を経て公布せられたる今日に至り更に之を改むるは、（中略）絶対に不可能の事なりと存候」

つまり、選定する際に相談を受けていたら「皇后」にすべきだと進言していたが、一旦、大正天皇の名の下に決定してしまった以上、変更は出来ないと結論付けたのだ。さらに、「念の為、帝室制度審議会有数の人々にも内々相諮り候処、全然同意見に有之候」と、自身だけの考えではないとも付け加えている。ただし、鷗外は同審議会の御用掛だったが、伊東から意見は聞かれなかったとみられる。

鷗外は伊東の意見書を読んだか

史料群には、伊東の山県宛て書簡の十日後、「榊原陸軍中将提出／皇太后御追号に関する議論に対する意見／大正九年六月二十四日稿」という文書も含まれる。宮内省の原稿用紙に「秘」の印が押され、十八頁に渡ってペン書きで綴られている。作者は記されていないが、「皇太后」と追号したのは英照皇太后の先例に倣ったと仄聞していること

伊東巳代治・帝室制度審議会総裁から中村雄次郎・宮内大臣宛ての意見書の末尾（右）と封書の裏面（左）＝宮内公文書館蔵

と、当時は当局から諮問がなかったことなどを挙げているのは伊東書簡と同じだ。「御追号勅定を遺憾」として榊原の論に大筋で「同感」しながら、一旦決めた勅定を変更することは「単に不可なりと云ふのみに止まらずして、寧ろ不可能の事なりと云ふべし」とする論旨まで伊東書簡と類似している。

伊東自身の意見、もしくは伊東の意向に沿って宮内省内で作成されたものと推察される。鷗外が〈図書頭文書〉を提出したのとほぼ同時期に、伊東側も対応方針を固めていた。

これを基に伊東が中村雄次郎宮内大臣に提出した文書も残されている。『倉富日記』十月十三日条に「先日伊東巳代治を訪ひ、御追号は改めざる旨を確言して、意見書までも書かせ居る」と記述があるのは、この意見書のことだとみられる。

封書の表には「中村宮内大臣殿／至急　親展」、裏は「厳封」の朱印が押され、差出人として「伊東帝室制度審議会総裁」と書かれている。

本文の右上冒頭に「秘」の朱印が押され、日付は大正九年九月十三日。十九頁に渡り宮内省の罫紙に毛筆されている。

論旨はこれまでと変わらないものの、一旦勅定された追号を変更できない理由をより強調している。

伊東は追号を皇太后としたのは誤りだと承知しているので、皇后とすべきとの意見について「将来の追号勅定に際して篤と考慮せられ然るべき事」と意見書の後半で認めている。しかし、現実に求められていたのは、政治問題に発展しないよう目の前の事態を収め、十一月一日に迫った明治神宮の鎮座祭を無事に終えることだった。

先に山県宛て書簡の下書きで書いたように、皇室典範の条文に追号を皇太后とするのは誤りであると明記されていないのであれば、皇太后のまま収めればよいと伊東は考えている。意見書でも「皇太后とするも将又皇后とするも何等皇室典範の明文に矛盾せざる」（※傍線は筆者。以下同）と記した。

鷗外書簡一三八三（全集では「推定、六月八日」。実際は十月八日）で、枢密院において「『皇太后を皇太后とせしは誤にあらず。誤にあらざるゆえ直す筈はなし』と法律的に論ずる」のは「故事を知らぬ」ことだと批判している部分は、このことを指すのだろう。山県率いる枢密院でも、伊東がトップの帝室制度審議会と同様の議論が行われていたようだ。

これに対し伊東の意見書は、歴史的根拠を踏まえて皇后にこだわる論者に対して厳しい見方を示す。問題を提起した榊原を念頭に「古例に反すと論難するが如きは、畢竟時世の変遷を閑却したる偏見に過ぎず」と断じた。

また、倉富日記の記述にあったように、「昭憲」という諡号が過去に中国や朝鮮で使用例があったことも指摘されていた。だが、これを理由に追号を変更したとなれば、「勅定の失当なりしこと并御追号の勘撰に付き粗漏杜撰の実ありたること」を認めることになってしまう。そうなれば「当局の責任は実に重且大なりと謂ふべし」と、宮内省の責任問題に発展すること必至だ。

伊東から見ると、昭憲皇太后という追号の誤りに固執する人々は「何等の障害なきに拘らず故らに言議を弄して風無きに波を起し、果して何の效益ありやを疑ふ」と映っていた。伊東がそのように見なした人々の中に、鷗外も含まれていた。

伊東の意見書は以下のように締めくくられている。

「右は本会委員総会の議を経たるものに非ざるも、特に委員岡野敬次郎、平沼騏一郎両法学博士に諮議し、茲に卑見を開陳して供御参考候也」（※傍線は筆者。以下同）

伊東が山県宛て書簡に記した内々に意見を聞いた「有数の人々」とは、審議会委員で法学博士の岡野と平沼だった。

鷗外書簡一三八三で「審議会には礼や典故を知るもの一人もなし」「審議会は法学博士と宮内大官揃ひで小生などは『傍聴希望ならば出席せよ』との命令にて出るのみなり」と皮肉っているが、伊東の意見書を踏まえているかのようだ。史料群にはこの意見書の写しや草稿も含まれており、

極秘ながらも宮内省内で共有されていたことが伺える。鷗外に内容が伝わっていたとすれば、激しい憤りの理由も理解できる。

この鷗外書簡が書かれた前日の十月七日、鷗外日記にある「宮内省に往く。次官に見ゆ。事を言う」との記述が気になる。石原次官は帝室制度審議会の委員を兼ね、伊東とも中村宮内大臣とも職務上近く機密事項を知り得る立場にあった。ただ、会話の中身は記されていない。

昭憲皇太后問題の経緯

これまで見てきた出来事を整理すると以下のようになる。

大正三年

五月　九日　逝去した明治天皇妃・美子の追号を昭憲皇太后とする宮内省告示

大正四年

五月　一日　明治神宮の祭神を明治天皇と昭憲皇太后とする内務省告示

大正九年

五月七、十日付　榊原昇造の意見書一

六月　七日「石原次官、昭憲皇后を称するを允す可きや否やを咨る。予告ぐるに、允す可きを以てす」（『鷗外日記』）

六月　十日「薄午に省へ参ず。石原次官に見え事を言う」（『鷗外日記』）

六月十四日　伊東巳代治が山県有朋宛の書簡

六月十五日　石原が倉富勇三郎帝室会計審査局長官に相談

六月二十三日　鷗外が宮内大臣宛の「昭憲皇太后の御追号に関する件」〈図書頭文書〉。立案、決裁は二十二日

六月二十四日「榊原陸軍中将提出／皇太后御追号問題に関する議論に対する意見」（伊東作成？）

六月二十五日「〈宮内〉省に参じ、昭憲諡号の事を議す。又、新宮相に見ゆ。皇統譜之事を言う」（『鷗外日記』）

七月二十八日付　榊原の意見書二

八月　十日　五味均平図書寮図書課長が石原と倉富に〈図書頭文書〉の調査を報告。倉富は「本問を解決する理由となるものなし」

八月十四日　賀古鶴戸が鷗外宛の書簡で榊原の来診を伝える

八月中旬～二十四日　山県が中村雄次郎宮内大臣に「榊原の云う所は大に理由ある様なり」

九月十三日　伊東が中村宮内大臣に意見書を提出

九月十五日「榊原昇造中将来たり英照、昭憲両皇太后追号の事を言う」（『鷗外日記』）

九月二十二日　二上兵治枢密院書記官長が起草した山県の意見書を石原が倉富に示す

野口　武則（のぐち・たけのり）氏

1976年生まれ。中央大学法学部卒。2000年毎日新聞社に入社し、秋田支局、政治部、大阪社会部。代替わり取材班キャップ、政治部官邸キャップ、デスクを務め、現在は論説委員。著書に『元号戦記　近代日本、改元の深層』（角川新書）。共著に『靖国戦後秘史』（角川ソフィア文庫）、『令和　改元の舞台裏』（毎日新聞出版）。

九月二十八日付　榊原の意見書三

十月　七日　「宮内省に往く。次官に見ゆ。事を言う」（『鷗外日記』）

十月　八日　鷗外の賀古宛書簡一三八三（『鷗外全集』では「推定、六月八日」）。追号問題について「十分考えての上のことにあらず。軽率なり」

十月十一日　中村が二上から意見聴取。「老公の御耳に入る」（書簡一三八六）

十月十二日　鷗外の賀古宛書簡一三九四（消印十三日）

十月十三日　鷗外の賀古宛書簡一三八六（『鷗外全集』では「六月、日不詳」）。「議は既に決しあり」。原敬首相、中村宮内大臣、床次竹二郎内務大臣が協議した後、原が山県と協議して決着

十月十六日　東京日日新聞が追号問題を報道

十一月一日　明治神宮で鎮座祭

※傍線は筆者

書簡の新たな意義付けと憤りの矛先

書簡一三八三の日付が十月八日と確定したことで、内容の意義付けが変わってくる。『鷗外全集』に記された従来の六月八日だと、前日に石原から「昭憲皇后」でよいかと相談されたことを受けて、急いで「昭憲皇太后」の不備を賀古に書き送ったものとされていた。六月二十三日の〈図書頭文書〉は、この書簡の後に書かれたことになる。

ところが、書簡一三八三が十月八日なら、石原から相談を受けてから四カ月も問題がこじれ、ようやく決着に動き出したころに書かれたものとなる。追号を誤った責任を宮内省と内務省のどちらが取るかで押し付け合い、政治家や官僚たちは政治的妥協策を探ろうと奔走した。この間の動きを見聞きした上での鷗外の憤りが、書簡に書かれた「十分考へての上のことにあらず」「軽率なりしにあらずや」「此程のこともしらべずなしたるさかしらなり」という文言になる。

「審議会には礼や典故を知るもの一人もなし」と、憤りの矛先は伊東巳代治が総裁を務めた帝室制度審議会に向けられただけでなく、「宮内省全体が典故に関する機関を有せぬは缺典にあらずや」と、宮内省全体にも及んだ。さらに、伊東と共に明治期の皇室制度設計に携わった多田好問（内閣書記官長などを務めた官僚。大正改元時の考案者の一人）らの名を挙げて故実の専門家の力量不足にも不満を漏らした。

鷗外が〈図書頭文書〉で書いたのは、皇統譜への登録は「昭憲皇后」とすべきである、というものだった。図書寮の所管で第一に挙げられる皇統譜の登録という職務の範囲内で提案した。

しかし結局、皇統譜には「昭憲皇太后」と登録されたままになっている。皇統譜を見ると、明治天皇妃・美子が逝去して間もない大正三年六月二日、当時の図書頭・山口鋭之助が「昭憲皇太后」と登録した。筆者は宮内公文書館が蔵する『皇統譜録』という皇統譜の記録に関する文書を閲覧したが、それ以降に鷗外が「昭憲皇后」と修正したり、注釈を書いたりした記述は見当たらない。〈図書頭文書〉を提出直後の大正九年六月二十四日の鷗外日記に「皇統譜に注す」とあるのは、皇族の結婚や誕生などを皇統譜に記した通常業務で、昭憲皇太后問題とは関係ないものだった。〈図書頭文書〉による鷗外の意見具申は、結局、受け入れられなかった。ただし、事態の経緯を宮内官僚として間近で見聞きしていた。この時に生じた問題意識が『元号考』へとつながることとなる。

〈参考文献〉
宗像和重監修『森鷗外宛書簡集1　賀古鶴所』（文京区立森鷗外記念館、二〇一七年）

次回は「第六回　『帝謚考』から『元号考』へ」